

Austin Healey Club of Japan
会 則

2013/11/16

→2023/07/16 改訂

0. AHCJ からのメッセージ
1. 総則
2. 会員について
3. 役員について
4. 年間公式行事について
5. 収支について
6. 情報発信等について
7. 他クラブとの連携について
8. 会則の改定について

0. AHCJ からのメッセージ

[当クラブの基本スタンス]

オースチン・ヒーリー・クラブ・オブ・ジャパン [以下、AHCJ] は
オースチン・ヒーリーおよびヒーリー車を愛好する有志によって設立され、
以後 **会員相互の交流・互助**、を主目的として活動してきました。

その運営に当たっては、すべて会員のボランティアで行われ、
運営費も会費でまかなわれるなど、**非営利団体として品位と秩序**を保ってきました。

また、世界中に広がるヒーリー愛好家との交流にも力を入れ、
主として各国のヒーリークラブとの連携をとりながら、
日本を代表するヒーリークラブとしての誇りや責任も負ってきました。

ヒーリーというすばらしい車たちが将来にわたって幾世代にも愛され、
よい状態で維持されていくよう努めることも**クラブの使命**と考え、
その**栄光と名誉の歴史**を形成してきた人、車、社会への尊敬と敬愛の念を持ち、
将来にわたってその伝統を保つことを大切にしてきました。

私たちのクラブでは、会員はすべてのクラブの活動に**参加しその楽しみを享受する権利**があります。

そして、その活動の**企画運営に積極的に参加し、
クラブを守り育てる姿勢を持つという義務**も負っています。

「一人ひとりができることを、できるときにする。」という精神のもと、様々なクラブの活動に参加する事で、
貴方のヒーリー・ライフは、より素晴らしいものとなる事でしょう。

当クラブ設立以来守られてきた以上の伝統がこれからも大事にされ、
クラブ員がクラブに所属することに誇りを持ち続けられるよう願ってやみません。

オースチン・ヒーリー・クラブ・オブ・ジャパン

AHCJ 創設者 (Founder)

武森 博

1. 総則

- (1) 名称 : 〈和文表記〉 オースチン・ヒーリー・クラブ・オブ・ジャパン
〈英文表記〉 Austin Healey Club of Japan

★Healey の和文読みについて

日本で Healey を「ヒーレー」と訳したのはカーグラフィックの小林章太郎氏らしいとの説があります。

それをあえて「ヒーリー」としたのは、私たちのクラブがグローバルな活動をするに当たって Healey の英語での発音に近い方がとおりがよいのではないかと考えたからです。

但し、車そのものを「ヒーリー」と呼ぶには特にクラブ員以外や古くから「ヒーレー」に親しんできた人たちには抵抗が多いのが実情です。そこで、クラブの名称や公式文書では「ヒーリー」を使用し、TPO に合わせて「ヒーレー」も併用しています。

- (2) 事務局所在地 : 〒166-0013 東京都杉並区堀之内 3-42-6 田辺 恵一 方

- (3) 発足 : 1979 年 4 月 1 日

- (4) 目的 :

- a) 日本においてオースチン・ヒーリー車およびドナルド＝ヒーリー、ジョフリー＝ヒーリー親子によって生み出された車（以下、ヒーリー車）を愛好する有志の交流・互助。
- b) 日本を代表するヒーリークラブとしての誇りと責任を持ち、国内の愛好家はもとより、世界各国のヒーリークラブ及びヒーリー・エンスージアストとの交流。
- c) ヒーリー車たちが将来にわたって幾世代にも愛され、よい状態で維持されていくよう努め、その栄光と名誉の歴史を形成してきた人、車、社会への尊敬と敬愛の念を持ち、将来にわたってその伝統を保つ。

2. 会員について=====

(1) 入会条件

普通免許を取得した20歳以上の男女で、次の3つの条件のいずれかに適合することを入会条件とする

- a) ヒーリー車を所有、もしくは購入を希望しており、将来にわたって幾世代にも愛され、よい状態で維持されていくよう努める者。
- b) ヒーリー車たちの栄光と名誉の歴史を形成してきた人、車、社会への尊敬と敬愛の念を持ち続ける者。
- c) 会長及び役員が特に認め、役員会にて承認された者。

(2) 入会金

- ・特に設定しない

(3) 年会費

- ・5000円

※会計年度は、同年4月1日～翌年3月31日

※12月1日以降入会の場合は、当該年度の会費は免除

(会員の権利(イベント参加、ML登録等)は発生するが、翌年度入会扱い)

※支払い方法は、クラブ口座への振込に限る[手渡し不可、振込手数料は各自負担]

※クラブに納入された年会費は、如何なる場合も返還しないものとする。

(4) 入会規約

- ・以下項目について全て合致した場合にのみ入会を許可する
 - a) 前述の「入会条件」を満たしていること
 - b) クラブの諸活動にボランティアとして協力することを承諾していること
 - c) 年会費を納入していること
 - d) 会員名簿へ登録(個人連絡先)され公開を承諾していること
 - e) クラブメンバー限定のメーリングリストへの登録を承諾していること(任意)

(5) 会員の権利と義務

- ・会員は、以下権利と義務が発生する
 - a) ヒーリー車を愛し、良好に維持しようとする努力する義務
 - b) 本会の運営および各活動に積極的に参加する権利と義務
 - c) クラブを守り育てる姿勢を持つ義務
 - d) オリジナルグッズを購入し、使用する権利
 - e) クラブの情報発信メディアに会員として愛車等を掲載する権利
 - f) クラブの名誉と信頼を保持する義務
 - g) クラブ会報誌を購読および投稿する権利

(6) 退会（会員資格の喪失）

・会員は、下記に該当する場合は、退会の意思確認をした上で、その資格を失う。

- a) 会員本人からの退会の申し出があった場合。
- d) クラブの名誉と信頼を著しく失墜させた場合。
- c) 公序良俗に反する行為を行った場合。
- d) 会員の過半数が、当クラブにふさわしくないと判断した場合。
- e) 年会費の納入を2年以上怠った場合。

★但し、会長及び役員が特に認め、役員会にて会員資格が継続承認された者は、この限りではない。

3. 役員について=====

本クラブに次の役員からなる役員会を設置し、クラブ運営を行う。

役員の任期は、次年度の「ナショナルヒーリーデー」(NHD と略する)が開催されるまでの原則1年間とするが重任は妨げない。会長及び副会長は NHD の開催前に役員会によって選出され、役員会の運営が円滑に次の1年に引き継がれるように配慮する。会長及び副会長以外の新役員は、現役員会からの推薦者と立候補者等を吟味した上で、NHD の際に会員によって選ばれるものとする。

・会長

→役割 : クラブの代表であり最高意思決定者として1名設置。

★会長がなんらかの理由により不在となる場合は、副会長がその任にあたる。

・副会長

→役割 : 会長を補佐し、協力してクラブの円滑な運営を推進する者として1名設置。

★会長と異なるエリアの在住者より選出することを原則とする

※会長が関東エリア在住の場合は、関西エリアより選出。

・役員

→役割 : 各担当業務に関する管理責任を担う[実務遂行は、会員より適任者を適宜選任]

(1) 会計統括スタッフ

→役割 : クラブ運営に関わる入出金管理全般の責任を負う

→業務内容 : ・クラブ予算の出納管理

・クラブ名義の銀行口座(役員まで公開)の管理

・年度会計収支報告(翌年度5月のNHDまでに書類にて報告)

★年度会計収支報告は、別途定める会計監査役に提出し承認を得ること

(2) 企画・PR スタッフ

→役割 : 公式イベントの企画統括。及び、クラブのスポークスマンとしての責任を負う

→業務内容 : ・公式イベントの企画、準備全般の推進責任

→各イベントの幹事の選出(役員会で決定)

・メディアを活用した対外的な情報発信業務

→会報誌「プラクティス」編集責任者の選出(役員会で決定)

→クラブ・ホームページの運営責任者の選出(役員会で決定)

・国内外の他クラブ/要人との交流における対応業務

(3) 会員管理スタッフ

→役割 : 会員の入退会管理全般の責任を負う

→業務内容 : ・会員名簿の整備

・会員メーリングリストの運営

・入会受付管理[各担当者への指示と遂行確認]

→申込書受付、会費納入確認、メーリングリスト登録、会員特典情報提供

・入会時提供グッズ(キーホルダー、ステッカー、ワッペン、グリルバッチ(有償: ¥4,000))の管理

・退会管理 →退会受付、会員名簿削除

次ページへ続く

(4) 備品グッズ管理スタッフ

→役割 : クラブ公式グッズ及びクラブ所有備品の管理全般の責任を負う

→業務内容 : ・クラブ公式グッズの企画・製作、販売（集金）、在庫出庫、発送業務等の管理
・クラブ所有備品の企画・製作、在庫出庫等の管理

※例) クラブバナー、名入りテントなど

(5) 会計監査スタッフ

→役割 : クラブ運営の入出金管理に関する業務を監査する責任を負う

→業務内容 : ・会計統括スタッフが作成した「年度会計収支報告」の監査

4. 年間公式行事について=====

1) 公式行事規定

- ・当クラブの「公式イベント」として以下のイベントを定める
- ・公式イベントは、クラブの情報発信メディアにて実施を告知し、そのレポートを掲載する
- ・必要に応じて実施費用の一部をクラブ経費から歳出する

2) 年間公式イベント

AHCJ New Year Meeting

- 日 時 : 1月2日 午前9時～ 昼ごろ解散
- 場 所 : 東京都立潮風公園 第一駐車場(北)
- ★非会員の参加可能

Good Morning Meeting in Spring

- 日 時 : 3月最終日曜日 午前9時より (雨天延期)
- 場 所 : 東京都立潮風公園 第一駐車場(北)
- ★非会員の参加可能

National Healey day

- 日 時 : 5月第三土曜日
- 会 場 : 静岡県富士宮市 白糸スピードランド(サーキット)
- ★原則会員のみ参加可能 ※一般参加の場合、即時クラブ入会が条件

Good Morning Meeting in Summer

- 日 時 : 8月最終日曜日 午前8時より (雨天延期)
- 場 所 : 東京都立潮風公園 第一駐車場(北)
- ★非会員の参加可能

Healey Touring in 八ヶ岳

- 日 時 : 10月最週末 (雨天決行)
- 場 所 : 長野・八ヶ岳周辺
- ★原則会員のみ参加可能 ※一般参加の場合、即時クラブ入会が条件

3) 各公式イベントの企画・準備推進について

- ・役員[企画・PRスタッフ]が、企画、準備全般の推進責任者となり、各イベント毎の「幹事」を選出し、役員会で決定。
- ・クラブ予算より歳出する場合は、役員会にはかり承認を得る

4) 準公式イベントについて

- ・個別企画のイベントやツーリング、又は、連合イベント等において、当クラブのPRに寄与するとされる催しにおいて、その主旨と内容を役員会に事前に申請し承認を得た場合は「準公式イベント」として認め、クラブ予算の使用、クラブ備品の貸出、クラブ・グッズの提供、クラブ公式メディアへの掲載を許可する。

5. 収支について=====

(1) 年間クラブ運営予算項目を以下のように定める

a) National Healey day 関連

→会場費補填費用

→記念Tシャツ製作費

※参加者及び、非参加者への無償提供含む

b) 情報誌プラクティス 関連

→取材/資料購入関係費

→プリント費

→送料

c) その他運営関連

・オリジナルグッズ（会員無償提供品を含む）制作関係費

→製作費

※送料は会員負担を原則とする

d) クラブイベント備品

→テント、など

(2) 収支報告について

「会計統括係」が責任を負い、クラブ予算の出納管理を行う。

a) 役員会メーリングリストへの、月次の簡易収支報告

b) 年次役員会 [年1回3月実施] にて、当該年度の会計報告と次年度の予算案の提案を行い、
会計監査スタッフ及び役員の承認を得る

c) 年度会計収支報告の送付

※翌年度5月のナショナル・ヒーリーまでに書類を全会員へ送付

6. 情報発信について=====

1) 会報誌「Practice」について

- ・位置づけ : 会員間の情報共有ツールとして「オリジナル情報誌」の制作/配布
 - ・クラブ活動報告（クラブ・ホームページでは掲載しきれない情報の補完）
 - ・会員の活動報告（ヒーリー車にまつわる旅行やメンテナンス等の情報共有）
 - ・その他（海外クラブや要人との交流報告など）
- ・発行 : 年2回（夏/冬？）
 - ★企画・PRスタッフが、編集責任者を選出し、役員会で決定した上で制作

2) クラブ・ホームページについて

- ・位置づけ : 会員のみならず、広く一般に対してクラブの活動を発信する場として設置
 - ・公式イベントの告知及びレポート
 - ・入会案内、会員の愛車紹介その他 ※海外向けに英語版も作成
- ・更新 : 年5回程度（公式イベントの実施に応じて随時）
 - ★企画・PRスタッフが、運営責任者を選出し、役員会で決定した上で制作

3) クラブメンバーリングリストについて

- ・位置づけ : 会員間の情報共有ツールとして設置/運営
 - ・会員間の情報共有、交流の場として運用
 - ※Practice、クラブ・ホームページでは不可能な「即時性」の高い情報のやりとりの場
 - ・クラブ活動の告知やレポート等にも活用
 - ・会員間での簡易的な意思決定ツールとしても機能
- ・運営 : 不定期/随時
 - ★会員管理スタッフが、会員登録/削除を行う

4) 役員メンバーリングリストについて

- ・位置づけ : 役員間の情報共有ツールとして設置/運営
 - ・役員間の情報共有、意思決定ツールとして運用
 - ※基本的に会長及び役員、役員から選任された幹事、担当者を登録
- ・運営 : 不定期/随時
 - ★会員管理スタッフが、登録/削除を行う

7. 他クラブとの連携について=====

(1) 国内他クラブとの連携について

→当クラブのPRのため他クラブ等との交流・連携は積極的に検討する

→基本的に役員会にてその内容検討し、承認。

ツーリング、イベント等については役員会で承認された場合にのみ「準公式イベント」として認定される

※「準公式イベント」に準ずる活動が許される

(2) 海外クラブとの連携について

→当クラブのPRのため海外オーナーズクラブ等との交流・連携は積極的に検討する

→基本的に役員会にてその内容を検討し、承認。

(3) 海外要人の来日対応について

→当クラブのワールドワイドでのプレゼンス（存在感）向上となる、海外からの要人来日については、積極的に検討する

→基本的に役員会にてその内容を検討し、承認。

→役員会にて承認された場合にのみ「特別交際費」として一部費用をクラブ予算にて負担をする。

8. 会則の改定について=====

この会則は、役員会にて必要を認めるとき、改正を行うことができる。
会則を改定する場合は、役員会から案を提示し、NHDの際に会員の承認を得るものとする。
本会則に定めなき事項については、役員会にて検討し処理する。

附則 この規約は、平成 26 年 11 月 16 日から適用する。

→2023 年 7 月 13 日に一部改訂

.....
この会則の内容が正しいことを、証明します。

—平成 25 年 11 月 26 日

神奈川県横浜市戸塚区矢部町 1-5-4 2-17
~~オースチン・ヒーラー・クラブ・オブ・ジャパン~~

会長
武森一博

2023 年 7 月 14 日

東京都小金井市本町 5-29-12
オースチン・ヒーラー・クラブ・オブ・ジャパン

会長
池田 弘市